本要領は、「平成19年3月20日付け　道管第243号、道保第151号　静岡県土木部長通知」に基づき、平成19年4月1日から施行している。

# 道路工事作業場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領

平成１９年４月

静　岡　県

# 道路工事作業場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領

（目的）

第　１　　この要領は、道路工事（占用工事、承認工事、その他の道路に影響を及ぼす工事を含む。）を施工するに当たって作業し、材料を集積し又は機械類を置く等工事のために使用する区域（以下「道路工事作業場」という。）における道路標識、標示施設、防護施設、保安灯・注意灯等（以下「標識等」という。）の設置及び管理等の基準を定め、道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、安全かつ円滑な道路交通を確保することを目的とする。

（定義）

第　２　　この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　道路標識　「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府令、建設省令第３号）（以下「標識令」という。）に規定する道路標識をいう。

二　標示施設　道路工事の内容、交通規制及び交通指示等を標示する標示板及び補助板をいう。

三　防護施設　歩行者、自転車、車両等（以下「通行者」という。）が誤って道路工事作業場に立ち入らないため及びその注意を喚起するための固定さく、移動さく（バリケード）等の工作物をいう。

四　保安灯・注意灯　夜間、通行者が遠方より道路工事作業場の識別ができるよう設置される赤色灯、黄色灯等をいう。

（標識等の様式及び設置方法等）

第　３　　標識等の様式及び設置方法等については、様式１から様式４まで及び別図１から別図３までのとおりとする。

（道路標識の設置）

第　４　　安全かつ円滑な道路交通を確保するため、標識令に準拠して、道路工事作業場並びにその前方及び後方に、必要な種類及び数量の道路標識（様式１）を適正に設置するものとする。

（標示施設の設置）

第　５　　道路工事作業場の前方及び後方に「工事中予告」の標示板（様式２－（１））を設置するものとする。その位置及び数量は、日交通量5,000台以上の道路にあってはすりつけ区間を含む道路工事作業場の前方300m及び前方100ｍ並びに後方100ｍの３か所、日交通量5,000台未満の道路にあってはすりつけ区間を含む道路工事作業場の前方100ｍ及び後方100ｍの２か所とする。

２　工事区間（前項における道路工事作業場の前方300ｍから後方100ｍまで又は前方100ｍから後方100ｍまでの区間をいう。以下同じ。）の起点及び終点に「道路工事」の標示板（様式２－（２））を設置するものとする。

３　交通量の多い道路（概ね日交通量10,000台以上）においては、道路工事作業場内の交通流に対面する場所に「工事中」の標示板（原則として内部照明式、様式２－（３））を設置するものとし、さらに必要に応じて注意灯（様式４－（２））を当該標示板の直上又は近接した位置に設置するものとする。

（防護施設等の設置）

第　６　　通行者の進入防止及びその注意喚起の必要がある道路工事作業場には、別図１を参考に防護施設及び保安灯等を設置し道路工事作業場を囲むものとする。

２　固定さく（様式３－（１））を連続して設置する場合には、さくの間隔をあけないものとする。

３　移動さく（様式３－（２））を連続して設置する場合には、原則として移動さくの長さを超える間隔をあけないようにし、かつ移動さく間には保安灯（様式４－（１））又はセーフティコーンを置くものとする。

４　移動さくを屈曲して設置する場合又は交通流に対面して設置する場合には移動さくの間隔をあけないものとする。また、移動さくを交通流に対面して設置する場合には、原則としてすりつけ区間を設けるものとする。

５　歩行者又は自転車が移動さくに沿って通行する場合には、移動さくの間隔をあけないようにし、又は移動さくの間に安全ロープ等を張って隙間のないよう措置するものとする。

６　保安灯の設置間隔は、交通流に対面する部分では２ｍ程度、その他の道路に面する部分では４ｍ以下とし、囲いの角の部分には必ず設置するものとする。

（交通誘導）

第　7　　交通量、工事区間の延長及び作業状況等に応じて、交通誘導員を配置するものとする。

2　前項の交通誘導員は、交通処理に関する知識と能力を有し、かつ、その経験のある者とする。

3　自動信号機による交通誘導を行う場合には、あらかじめ所轄警察署と協議し、その指示に従うものとする。

（迂回路の標示）

第　8　　道路工事のため迂回路を設ける場合には、当該迂回路を必要とする時間中、通行者が円滑かつ容易に通過できるよう、迂回路の入口及び主要な交差点に「まわり道」の標示板（様式2－（4））を設置し、さらに迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）に道路標識「まわり道」（120－A又は120－B）を必要数設置するものとする。

（通行規制）

第　9　　道路工事のため片側通行又は通行止めの通行規制をする場合は、別図2又は別図3を参考に標識等を設置するものとする。

2　道路標識「通行止め」（301）又は「車両通行止め」（302）の設置にあたっては、道路工事作業場の前方及び後方に各2基以上設置するとともに、その他必要な箇所に必要数設置するものとする。

　また、必要に応じ、工事区間の手前の適切な位置に道路標識「規制予告」（409－A又は409－B）を設置するものとする。

3　道路工事のため通行車両の幅員規制又は大型車両の通行規制をする場合には、別図2又は別図3に掲げる標識等のほかに、工事区間の起点及び終点並びに道路工事作業場の前後に道路標識「最大幅」（322）又は道路標識「車両通行止め」（302）に補助標識「車両の種類」（503－A又は503－B）を付したものを設置し、さらに迂回路の手前等適切な位置に道路標識「規制予告」（409－A又は409－B）及び「車両通行止」の標示板（様式2－（5））を設置するものとする。

4　車両の用途別規制（車種を限定し、その通行を規制する方法）をする必要のある場合には、所轄警察署にその規制に関する道路標識の設置について協議し、その指示に従うものとする。

（段差の処理）

第 10　道路を掘削した箇所を交通の用に供しようとする時は、埋め戻したのち、原則として仮舗装又は覆工を行う等、周囲の路面と段差が生じないよう措置を行うものとする。

2　やむを得ない理由で段差が生じる場合は５パーセント以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には段差の手前に標示板等を設置し通行者に予知させるものとする。

（歩行者対策）

第 11　道路工事のために歩行者の通行を制限する必要のある場合には、歩行者が安全に通行しうるよう措置するものとする。

2　別に歩行者用通路を確保する場合には、その幅員は0.75ｍ以上し、特に歩行者の多い箇所においては1.5ｍ以上とする。なお、幅員は沿道状況、通行形態、工事区間長等を勘案の上、余裕幅を含み決定するものとする。

3　前項の場合において、車両走行部分との境には第６に準じてさく等を設置し、歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じて夜間照明等の措置を行うものとする。

（標識等の維持管理）

第 12　標識等は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置し、点検、清掃、修繕、取換え等の維持管理を定期的に行うものとする。特に、夜間における照明又は反射処理の効果に留意するものとする。

（その他）

第 13　標識等の種類、設置位置及び数量は、安全かつ円滑な道路交通の確保に配慮の上、工事の内容、道路工事作業場の状況、工事の規模及び交通量等に応じて変更することができるものとする。

2　区画線の設置及びパッチング等の軽易な道路工事並びに道路清掃及び街路樹の剪定等の道路上での作業については、この要領に準じて行うものとする。

ただし、セーフティコーン等で十分な安全が確保される場合には、これをもって代えることができるものとし、また標示施設についても軽易なものに変更できるものとする。

3　この要領に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年８月30日付け道発第372号の３建設省道路局長通達）等の国及び県の通達によるものとする。

附　則

この要領は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成19年４月１日から施行する。

## 様式１　　道路標識

＜共通事項＞

１　標識板の設置の高さ（路面から標識板の下端までの高さ。ただし補助標識がある場合にはその下端までの高さ）は、１ｍ以上とすること。

２　標識板は部分反射とすること。

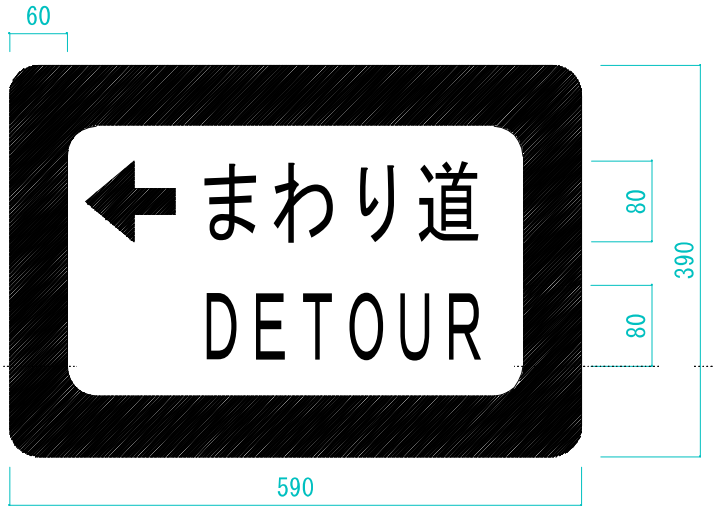
３　以下に示すものは、いずれも一例である。

（１）案内標識

標識板の一辺の長さは、標識令に規定する長さの 1.3 倍を標準とすること。

（例）寸法単位はミリメートル

まわり道（120－Ａ）



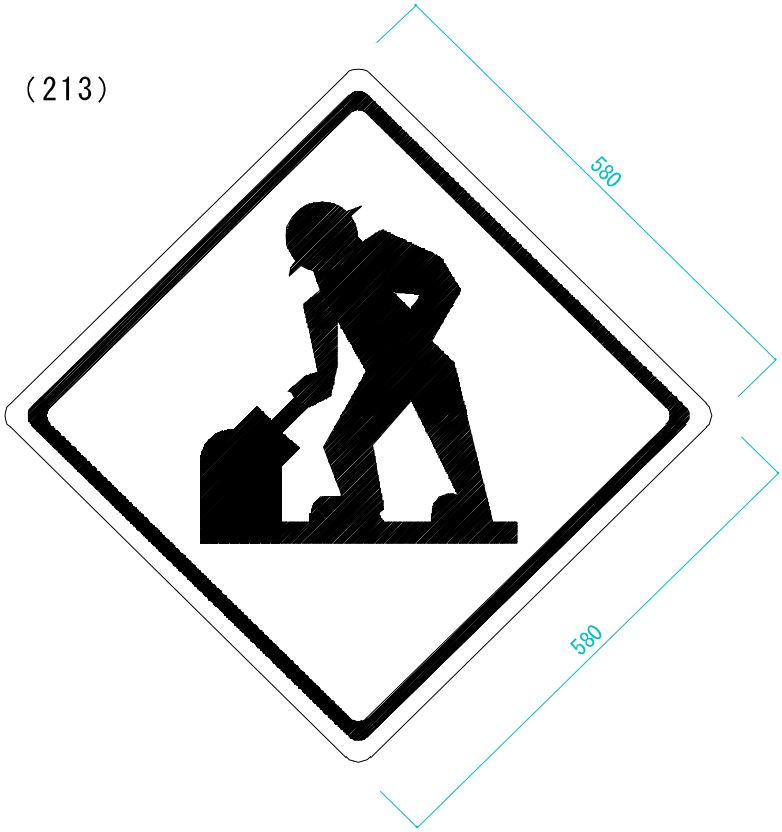
（２）警戒標識

１　標識板の一辺の長さは、標識令に規定する長さの 1.3 倍を標準とすること。

２　道路工事作業場外に設置する場合には、原則として補助標識「距離・区域（501)」を付置すること。

（例）寸法単位はミリメートル

**道路工事中（213）**

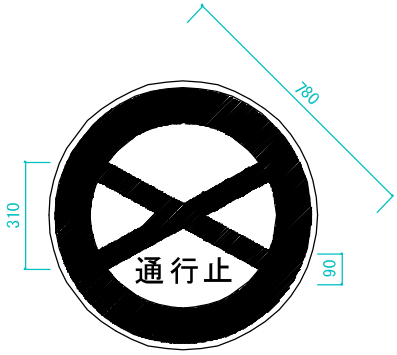


（３）規制標識

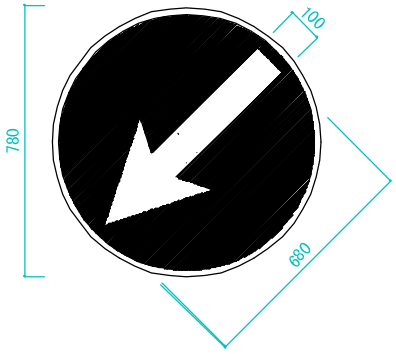
標識板の一辺の長さは、標識令に規定する長さの 1.3 倍を標準とすること。

（例）寸法単位はミリメートル

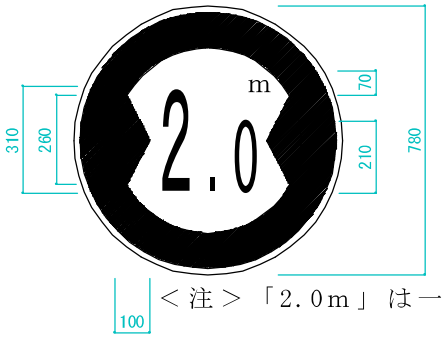
通行止め（301）




指定方向外進行禁止（311－Ｆ）

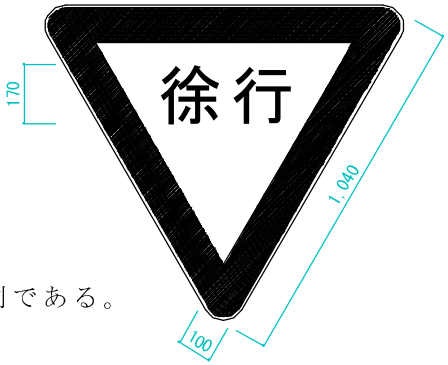



最大幅（322）




＜注＞「2.0ｍ」は一例である。

徐行（329）




＜注＞

1　徐行区間が30ｍ未満の場合は、補助標識「距離（501)」を付して設置すること。

2　徐行区間が30ｍ以上の場合は、その起点及び終点に補助標識「始まり（505－A、B)」又は「終わり（507－A、B、C)」を付して設置すること。

3　徐行区間が100ｍ以上にわたる場合は、概ね100ｍ間隔に補助標識「区間内（506)」を付して設置すること。

（４）指示標識

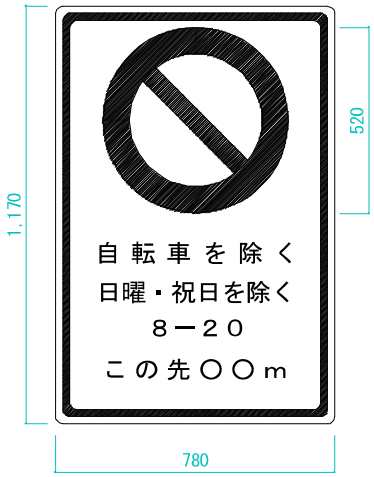
１　標識板の一辺の長さは、標識令に規定する長さの 1.3 倍を標準とすること。

２　標識の記号は、当該箇所における交通規制の内容を表示する規制標識の様式を用いるものとする。

３　標識板の下部には、予告する規制となる車両の種類を特定するために必要な事項、交通の規制が行われている日又は時間、及び規制箇所までの距離を標示すること。

（例）寸法単位はミリメートル

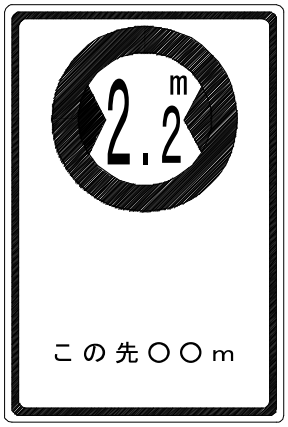
**規制予告（409－A）**







（幅員規制の例）



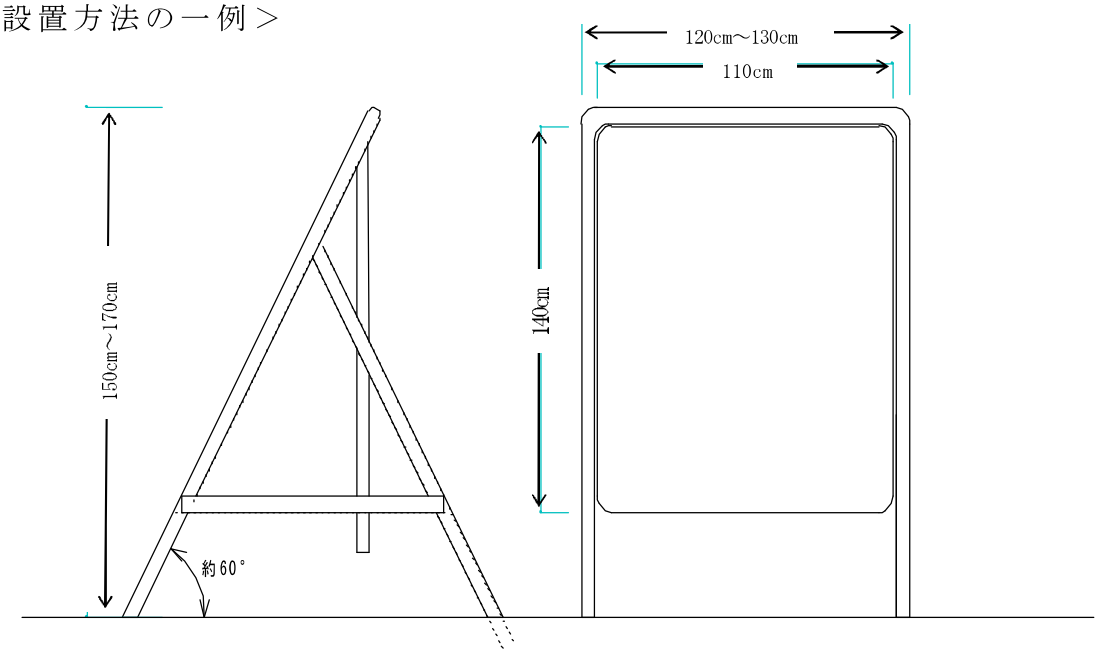

（大型車規制の例）




＜注＞上記各例における標識板下半分の標示は一例である。

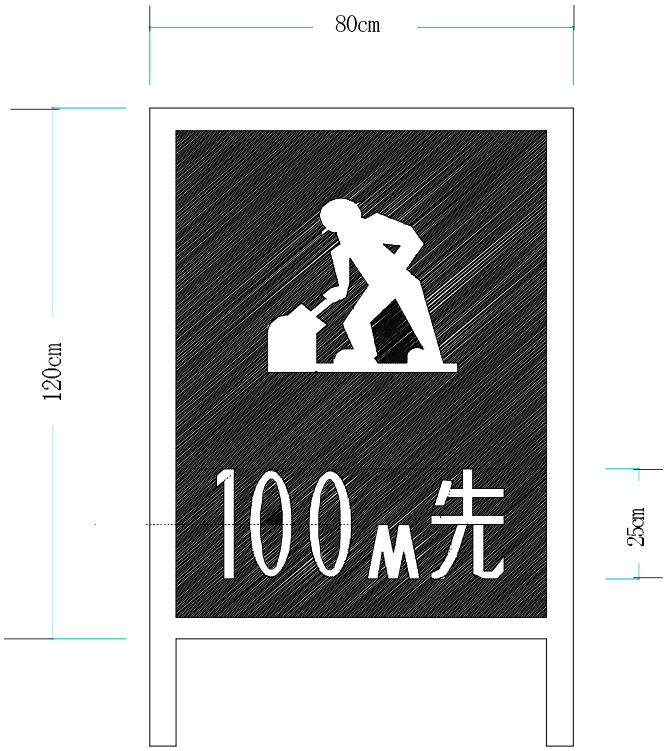
様式２　　標示施設

＜設置方法の一例＞




標示板が転倒等をする恐れのある場合には、砂袋による転倒防止等適当な措置を講ずるものとすること。

（１）「工事中予告」の標示板
夜間遠方より確認することができるよう部分反射とすること。

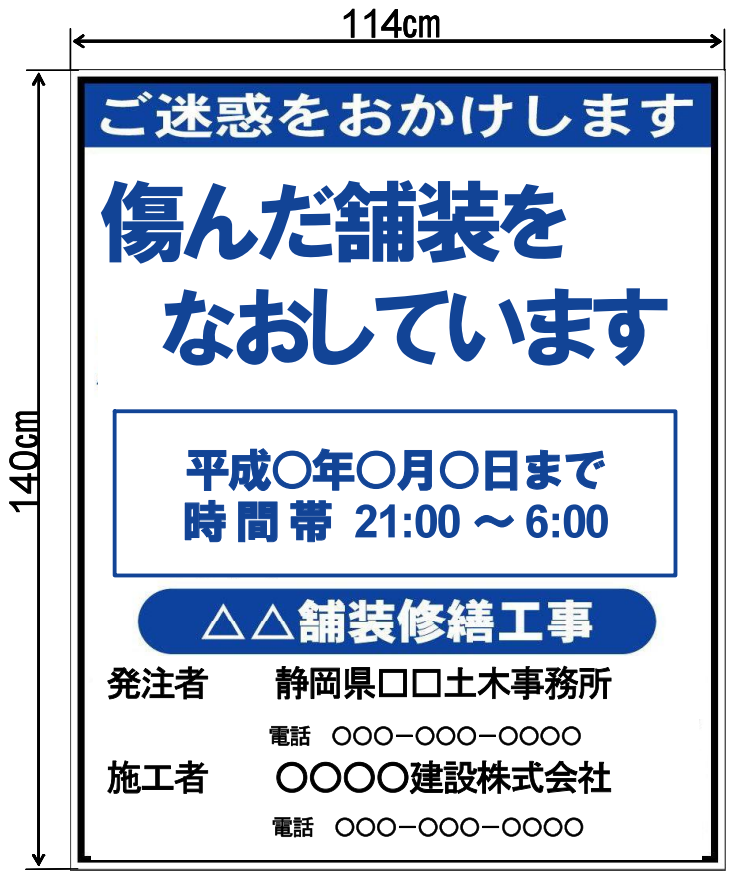



＜注＞「100ｍ先」は一例である。

（２）「道路工事」の標示板

１　色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容及び工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とすること。

２　縁の余白は２cm、縁線の太さは１cm、区画線の太さは0.5cmとすること。




＜注＞記載の内容については一例である。

（３）「工事中」の標示板

１　遠方からでも工事箇所が確認でき、安全な走行が確保されるよう配慮して設置すること。

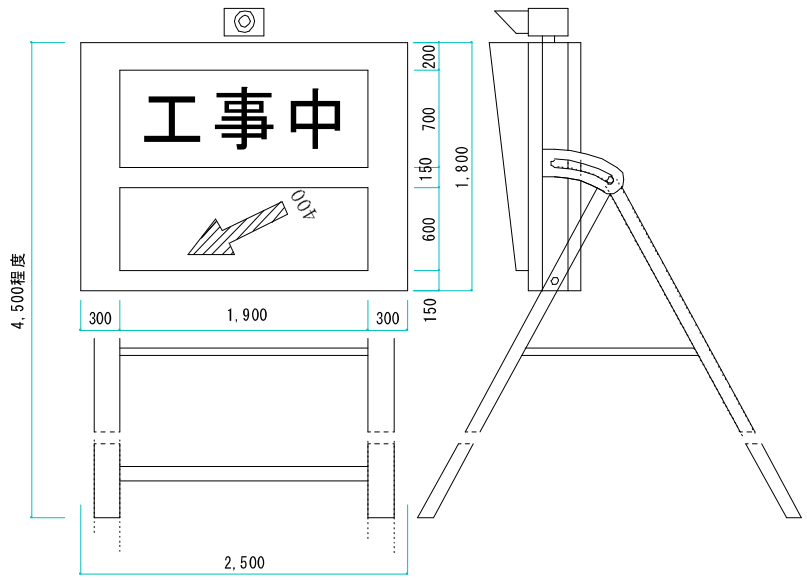
２　原則として、内部照明式とすること。

３　注意灯を標示板直上に設置する場合には、夜間 200ｍ前方から視認できる光度で、黄色又は赤色の回転式又は点滅式のものとすること。

４　構造形式は任意とする。

（「工事中」標示板の一例）

道路工事保安施設設置基準（案）（昭和 47 年２月建設省道路局国道第一課）の保安施設標準様式図による工事中標示板




(1)　色彩は「工事中」を黒色、地は黄色、矢印「←」は赤色とし、表示方法はいずれもアクリル板にスクリーン印刷し、内部照明とする。また矢印「←」は点滅式とする。

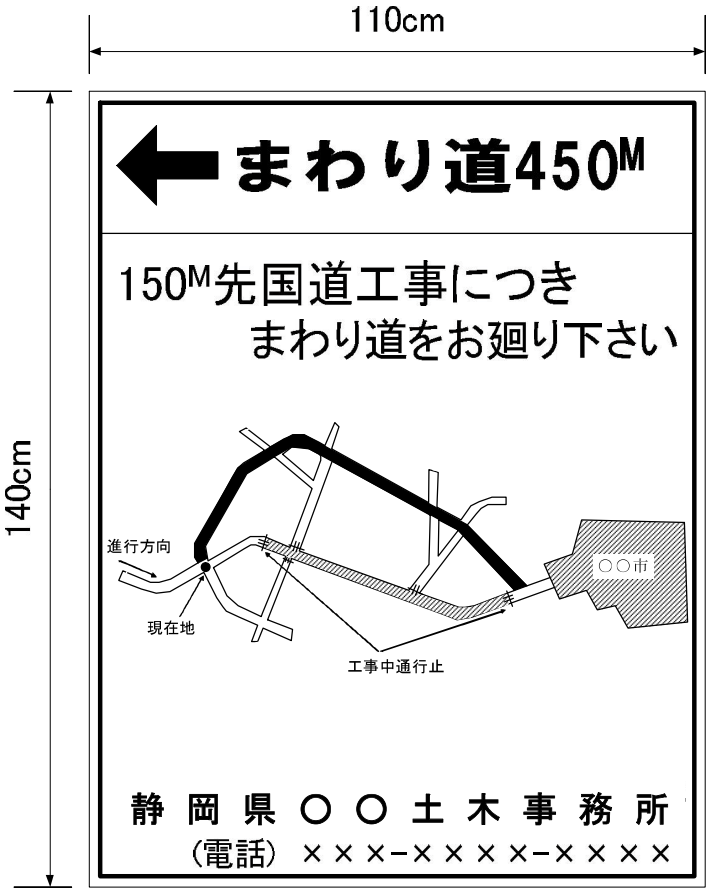
(2)　標識板頭部には確認距離 200ｍ以上の効果をもつ点滅式黄色または赤色注意灯を設置すること。

(3)　構造形式は任意とする。

（４）「まわり道」の標示板

１　色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とすること。

２　縁の余白は２cm、縁線の太さは１cm、区画線の太さは0.5cmとすること。




＜注＞「 450M」及び「150M先国道工事」は一例である。

（５）「車両通行止」の標示板

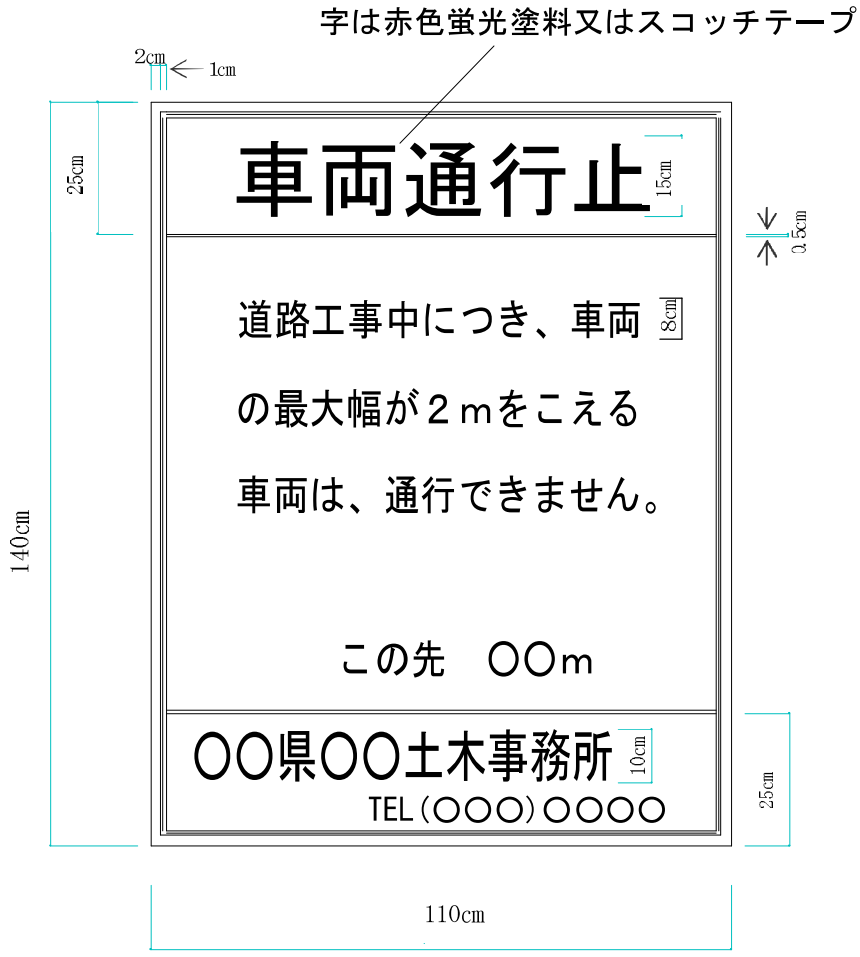
１　色彩は「車両通行止」を赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とすること。

２　縁の余白は２cm、縁線の太さは１cm、区画線の太さは0.5cmとすること。

３　文字の書体は、標識令の別表第２備考に規定するところによるものとすること。

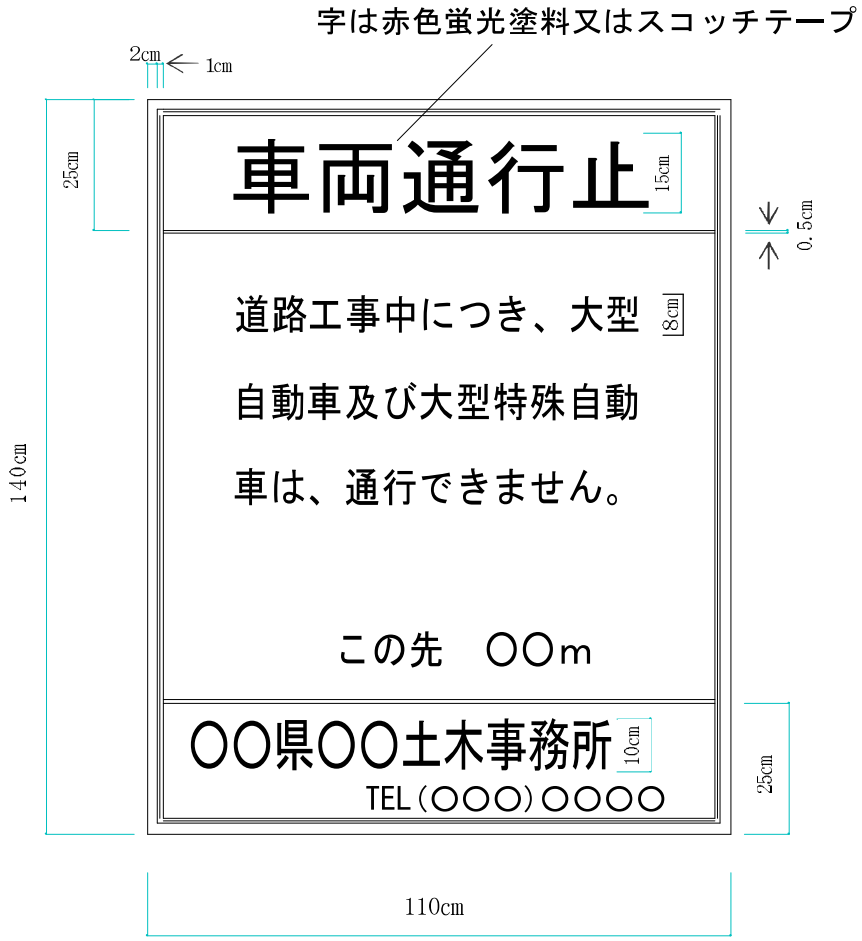
４　標示板の大きさ等は必要に応じて所定の比率のまま拡大できるものとする。

（車両幅員規制の場合）




＜注＞「２ｍ」は一例である。

（大型車規制の場合）


字は赤色蛍光塗料又はスコッチテープ
2cm
1cm
25cm
140cm
車両通行止
15cm
0.5cm
道路工事中につき、大型
8cm
自動車及び大型特殊自動
車は、通行できません。
この先　〇〇m
〇〇県〇〇土木事務所
10cm
TEL（〇〇〇）〇〇〇〇
25cm
110cm

## 様式３　　防護施設

（１）　固定さく

１　　固定さくの高さは 120cm 以上とし、通行者の視界を妨げないようにする必要のある場合には、周囲の地盤面から 80cm 以上の部分には金網等を張るものとする。

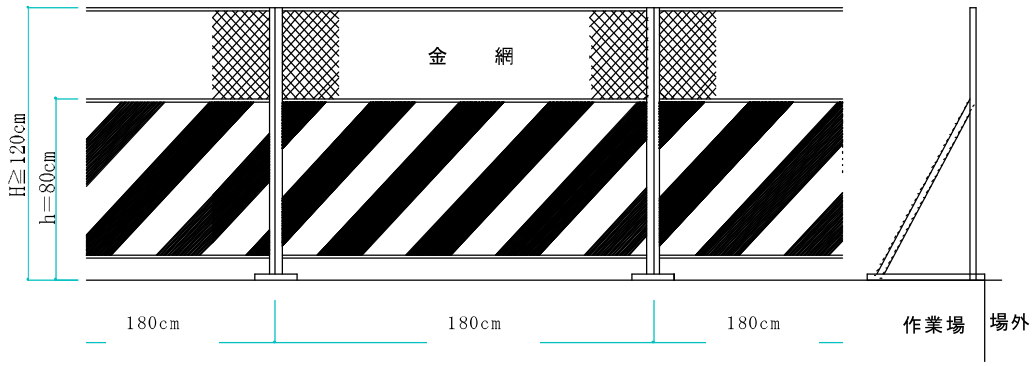
２　　袴部分の彩色は、黄色と黒色の交互斜縞とし、黄色の縞部分には反射処理を施すものとする。

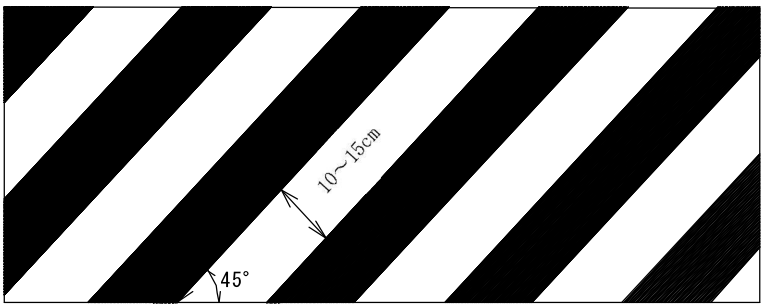
３　　袴の３分の２以下の部分に、工事名、起業者名、施工者名、通行者への注意事項等を記入することができるものとする。

４　　転倒等をする恐れのある場合には、砂袋による転倒防止等適当な措置を講ずるものとする。

５　　工事現場を囲む場合には間隔を空けないよう設置するものとする。

（標準図）



（２）　移動さく（バリケード）

１　　移動さくの高さは 80ｃｍ以上 100ｃｍ以下とする。

２　　通行者に通行が禁止されていることが分かるよう設置するものとする。

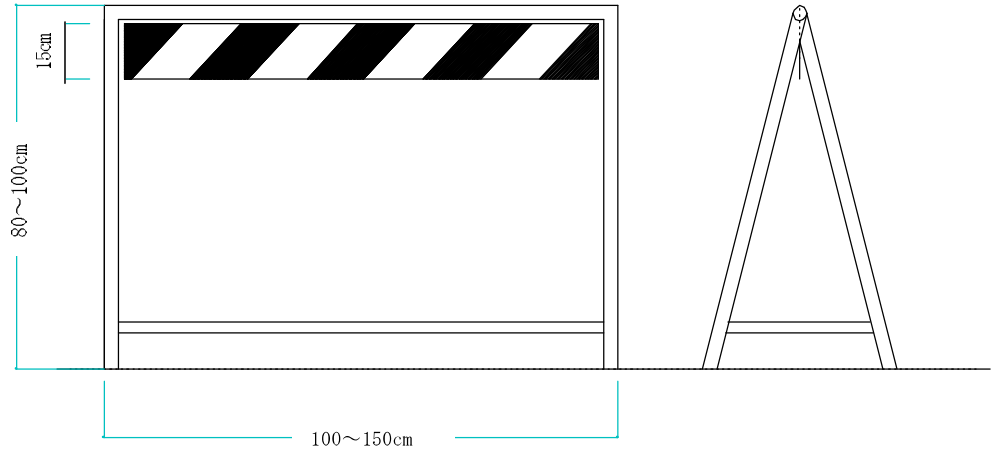
３　　材質、支柱の構造は任意とするが、容易に転倒、破損しないものであること。

４　　横板部分の彩色は黄色と黒色の交互斜縞とし、黄色の縞部分には反射処理を施すものとする。

５　　横板の３分の２以下の部分に、工事名、起業者名、施工者名、通行者への注意事項等を記入することことができるものとする。

６　　容易に転倒や移動等をしないよう適切な措置を講ずるものとし、必要に応じて砂袋やパイプ連結等による補強を行うものとする。

（標準図）






# 様式４　　保安灯・注意灯

（１）　保安灯

１　夜間 150m前方から視認できる光度のものとすること。

２　発光色は赤色又は黄色とする。

３　発光部が路面から１ｍ程度の高さとなるよう設置すること。

４　発光部の設置間隔については、単柱式、スズラン式、チューブ式、バリケード取付式、コーン取付式等の形式を問わず、交通流対面部分では２ｍ程度、その他の道路に面した部分では４ｍ以下とし、囲いの角の部分には必ず設置すること。

５　スズラン式、チューブ式のものを使用する場合には、一連の吊り間隔（固定位置）は８ｍ以下とし、たるみや振れを防止する措置を施すものとする。

６　転倒等をする恐れのある場合には、適当な転倒防止措置を講ずるものとする。

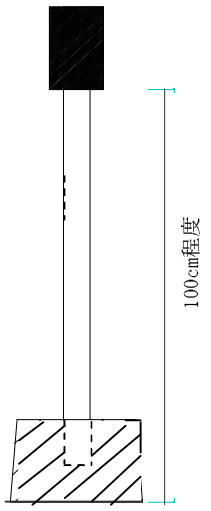
（２）　注意灯

１　夜間 200m前方から視認できる光度のものとすること。

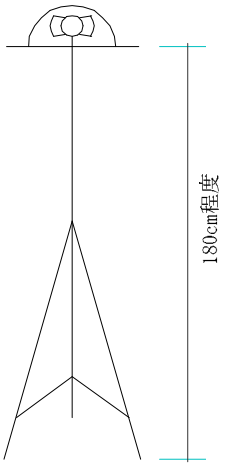
２　黄色又は赤色の回転式又は点滅式のものとすること。

３　構造形式は任意とする。

４　転倒等をする恐れのある場合には、適当な転倒防止措置を講ずるものとする。




（単柱式保安灯の一例）

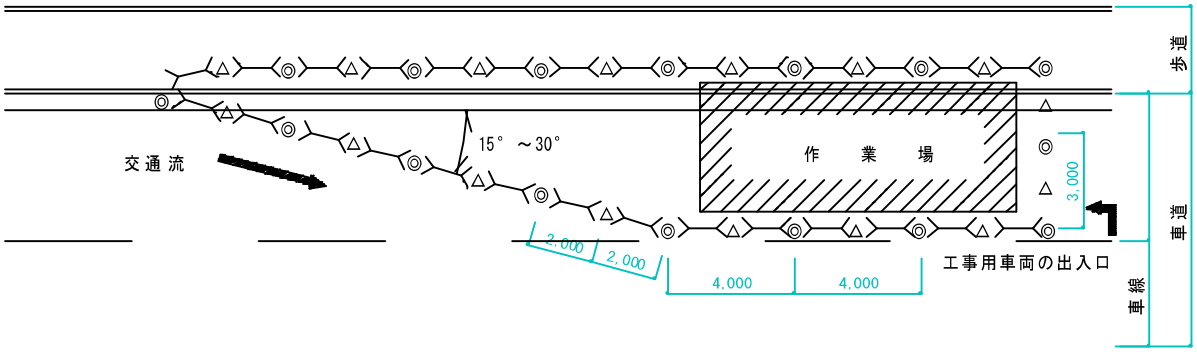



（注意灯の一例）

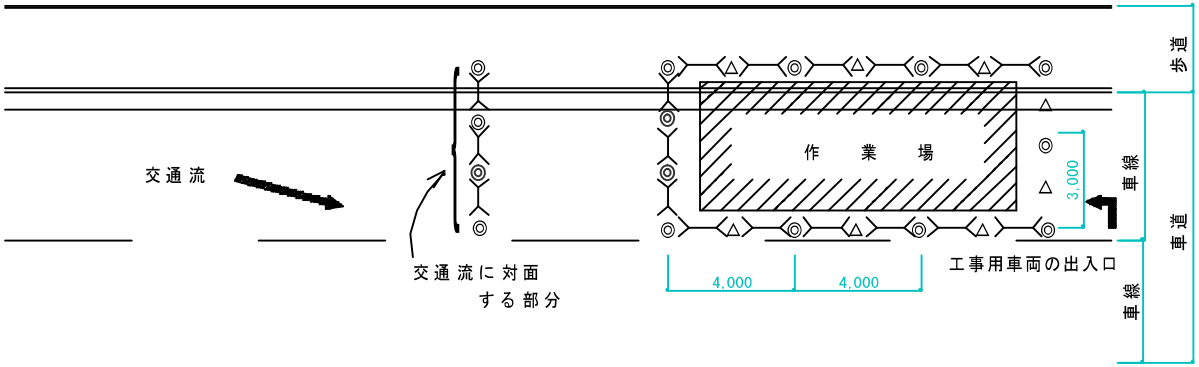
# 別図 1　道路工事作業場における防護施設、保安灯の設置例

（寸法単位ミリメートル）

すりつけ区間を設ける場合




すりつけ区間がとれない場合

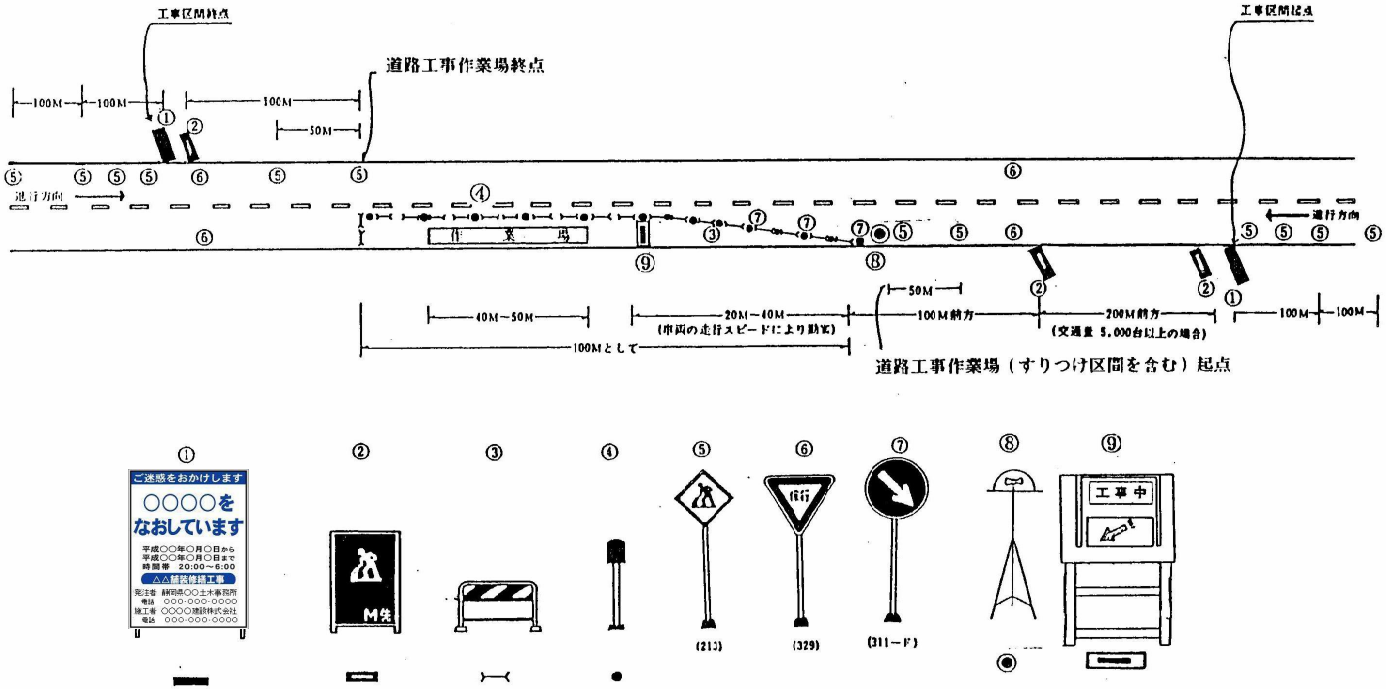



| 凡 | 例 |
|---|---|
| ><　>< | バリケード |
| ◎ | 保安灯 |
| △ | ｾｲﾌﾃｨｺｰﾝ |

※これと併せ、必要な道路標識、標示施設等を設置するものとする。

※固定さく利用の場合も、本例に準じて設置するものとする。

別図２　　片側通行の場合の標識等の設置例







（⑧、⑨は日交通量１０，０００台以上の場合に設置する）

※片側通行とならない車線規制の場合も本例を参考に標識等を設置するものとする。

別図３　通行止めの場合の標識等の設置例

